

Pioneer

エアーナビマップ Type II Vol.5・SD 更新版

CNSD-A500

バージョン アップ手順書

正しくバージョンアップを行っていただくため、本書をよくお読みのうえ、作業を行ってください。手順に従わなかつた場合、バージョンアップが正常に終了しない場合がございますのでご注意ください。

<対象機種>

AVIC-T20/T10

※上記対象機種以外のバージョンアップはできません。

はじめにお読みください

- 本製品によるバージョンアップを行う際は、お客様登録が必要となります。なお、お客様登録はアフターサービスの際にお客様の地図バージョンを確認させて頂くために必要となるものです。予めご了承ください。
- 本製品を用いてバージョンアップを行うために、本書に従ってご購入後速やかに“更新パスワード”を取得してください。更新パスワード発行サービスは、将来的に、弊社の事情により終了する場合があります。
- 本製品でバージョンアップを行うと、これまでご使用のバージョンへ戻すことはできません。

更新パスワード発行に関するお問い合わせ先

●更新パスワード発行窓口

電話 :  0120-996-332 [一般電話] 044-572-8106

FAX受付 :  0120-977-516

営業時間 月～金曜 9:30～17:00

土曜 9:30～12:00、13:00～17:00（日曜・祝日・弊社休業日は除く）

【ご注意】

「0120」で始まるフリーコールは、携帯電話、PHSなどからはご使用になれません。また、一般電話は携帯電話、PHSなどからご利用可能ですが、通話料金がかかります。予めご了承ください。

carrozzeria

目次

ソフトウェア使用許諾契約	3
同梱物一覧表	4
バージョンアップの流れ	5
バージョンアップ後について	5
ソフトウェアのバージョンを確認する	6
ソフトウェアのバージョンアップをする	6
デバイスナンバーを確認する	7
更新パスワードを取得する	8
お客様登録がお済みでない方は	8
バージョンアップを行う	9
バージョンを確認する	10
収録データベースについて	11
保証規定	12
商標	12



メモ

- ・本書で使っているイラストや画面例は、実際の製品と異なることがあります。
- ・実際の製品の画面は、性能・機能改善のため、予告なく変更することがあります。

本パッケージを使用する際は、下記の内容をよくお読みになり同意のうえ使用してください。

ソフトウェア使用許諾契約

本契約は、パイオニア株式会社（以下弊社といいます）が、お客様に提供するエアーナビマップ Type II Vol.5・SD 更新版（型番：CNSD-A500 をいい、以下本ソフトウェアといいます）の使用権の許諾に関して定めるものです。

本ソフトウェアをご利用になるにあたっては、必ず以下の条項をよくお読みください。

お客様は、このパッケージを使用するに先立って、本契約の内容をよくお読みになり、本契約にご同意いただいた上で使用してください。お客様が、このパッケージを使用された場合、本契約に同意されたものとみなされます。本契約にご同意いただけない場合には、本ソフトウェアをご使用になることはできません。

第1条（本ソフトウェア）

本ソフトウェアは、弊社製のエアーナビ（以下対象エアーナビといいます※1）専用のバージョンアップ・ソフトウェアです。

※1：対象エアーナビの型番は、次に記載するおりです。

- ・AVIC-T20
- ・AVIC-T10

第2条（更新パスワード）

1. お客様は、本ソフトウェアを対象エアーナビにインストールするに先立って、FAXまたは電話により弊社に申込みを行い、弊社から更新パスワードを取得していただく必要があります。
2. 弊社は、お客様に対し、本ソフトウェア1枚につき1回に限り更新パスワードを発行し、弊社が特に認めた場合を除き更新パスワードの再発行は行いません。
3. お客様は、弊社から取得した更新パスワードを忘失した場合、FAXまたは電話により弊社に申込みを行い、更新パスワードを確認することができます。

第3条（本ソフトウェアのインストール）

1. お客様は、弊社が発行する更新パスワードを使用して1回に限り本ソフトウェアを対象エアーナビにインストールし、かかる対象エアーナビにおいて本ソフトウェアを使用することができます。
2. お客様が、複数の対象エアーナビに本ソフトウェアをインストールすることを希望される場合、これと同数の本ソフトウェアをご購入いただく必要があります。

第4条（インストールの所要時間）

本ソフトウェアの対象エアーナビへのインストールに要する時間は約60分間です。

第5条（制限事項）

1. 対象エアーナビへインストールした後の本ソフトウェアを同一の対象エアーナビに再インストールし、あるいは他の対象エアーナビにインストールすることはできません。従って、お客様は、本ソフトウェアを第三者に販売、貸与、譲渡、転売する等の行為を行わないものとします。
2. お客様は、本ソフトウェアの複製物を作成し、または配布してはなりません。また、お客様は、本ソフトウェアの改変、本ソフトウェアの二次的著作物の頒布又は作成等をすることはできず、さらに、逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、逆アセンブルし、その他、人間の覚知可能な形態に変更することもできません。
3. お客様は、弊社所定の方法によることなく不正な方法で更新パスワードを取得してはならず、また、不正な方法で取得した更新パスワードを自ら使用し、あるいは第三者に開示・使用させる等の行為を行わないものとします。

第6条（権利の帰属等）

1. 本ソフトウェアに関する著作権その他一切の知的財産権は、弊社、インクリメント・ピー株式会社（以下「iPC」といいます）またはその他の権利者に帰属します。
2. 利用者は、本ソフトウェアが著作権法及びその他知的財産権に関する法律に基づき保護されている著作物等であることを認識し、その権利を侵害する一切の行為を行わないものとします。

第7条（免責）

1. 弊社及びiPC（以下弊社等といいます）は、本ソフトウェアに関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何らの保証をするものではありません。
2. 弊社等は、理由のいかんを問わず、本ソフトウェアを利用または利用できなかったことに起因して利用者及び第三者に生じた特別損害、付随的損害、間接損害、派生的損害に関し、一切責任を負わないものとします。
3. 本契約および本ソフトウェアに関連して弊社がお客様に対して負担する損害賠償責任は、現実にお客様に生じた通常・直接の損害に限るものとし、弊社に故意又は重大な過失がない限り、本ソフトウェアについてお客様が実際に支払った対価の額を上限とします。

第8条（解除・損害賠償）

1. 弊社は、お客様が本契約に違反した場合、何らの通知・催告をすることなく、本契約を解除するとともに、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。
2. 前項の場合、お客様は、本ソフトウェアの使用を直ちに終了するとともに、本ソフトウェアを記録した媒体を弊社に返却するものとします。

以上

同梱物一覧表

作業に入る前に、同梱物をご確認ください。



バージョンアップ
手順書（本書）



更新パスワード
発行申込書



お客様登録申込書



メディアナンバーカード



更新用 SD メモリーカード

ご注意

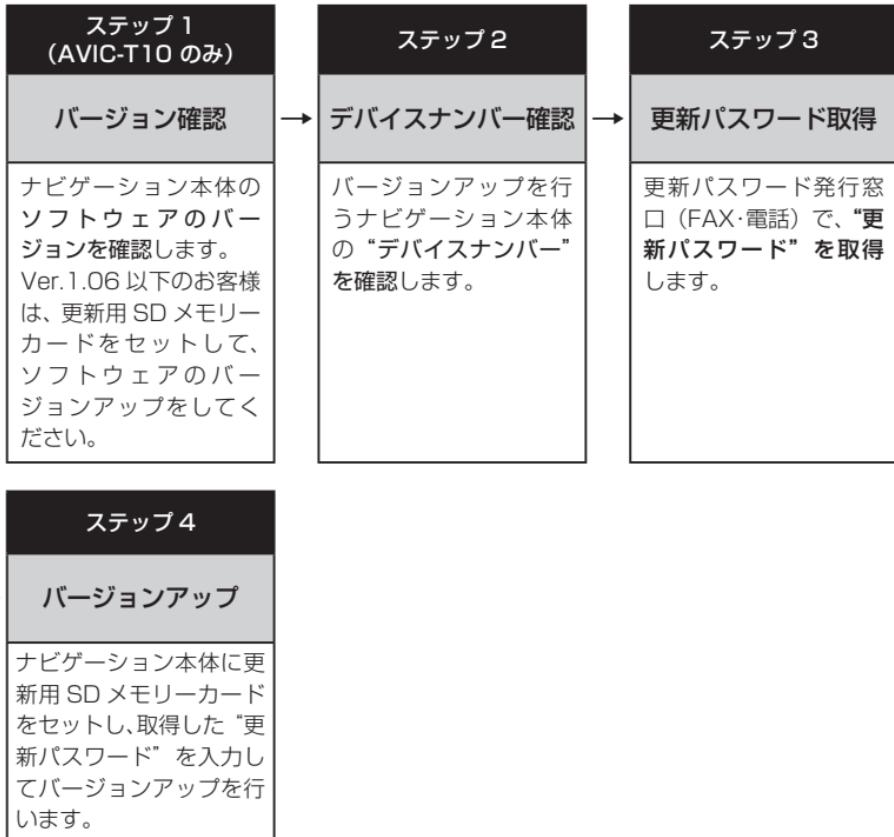
- SD メモリーカードに保存されているファイルなどを削除しないでください。削除するとバージョンアップが正常に終了できなくなります。

バージョンアップの流れ

バージョンアップは、次のような流れになります。

アドバイス

- AVIC-T20 の場合は、ステップ 2 から開始してください。



バージョンアップ後について

- バージョンアップを行うと下記の情報が消去される場合があります。必要に応じて再設定してください。
 - ロゴマーク表示設定／機能設定／車両設定／検索履歴／案内中のルート／マップクリップのサイズ／走行軌跡／ナビ音量／ユーザー ID とパスワード（通信サービス契約されている場合のみ）

ステップ1 (AVIC-T10のみ):バージョンの確認とバージョンアップ (ナビゲーションでの操作)

AVIC-T10 をお使いの場合は、次の方法で、ソフトウェアの“バージョン”をご確認のうえ、Ver.1.06 以下の場合は、以下の手順に従ってください。

ソフトウェアのバージョンを確認する

次の方法で、ナビゲーション本体のソフトウェアのバージョンを確認します。

1 メニューボタンを押し、**設定・編集**にタッチする



2 各種情報にタッチする



メモ

- Vol.2 [バージョンアップ済みの場合は、【情報】タッチキーになります。その場合は、バージョンの確認は必要ありません。] ステップ2の手順2へお進みください。

3 バージョン情報にタッチする

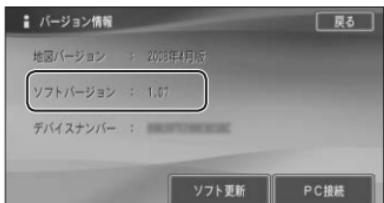


▼
バージョンが表示されます。

例：1.06 の場合



例：1.07 の場合



ソフトウェアのバージョンアップをする

ソフトウェアのバージョンが 1.06 以下のお客様は、次の方法で、ナビゲーション本体のソフトウェアのバージョンアップをしてください。

1 更新用SDメモリーカードをセットする

自動的にバージョンアップが開始されます。

2 バージョンアップ完了後、更新用SDメモリーカードを取り出す

バージョンアップが完了後、自動的に再起動しない場合は、電源ボタンを長押し(4秒)して再起動させてください。

ステップ2：デバイスナンバーの確認（ナビゲーションでの操作）

次の方法で、バージョンアップするナビゲーション本体の「デバイスナンバー」をご確認のうえ、同梱の「メディアナンバーカード」にお控えください。

デバイスナンバーを確認する

次の方法で、ナビゲーション本体のデバイスナンバーを確認します。

1 メニューボタンを押し、設定・編集にタッチする



2 情報にタッチする



メモ

- AVIC-T10を初めてバージョンアップする場合は、【各種情報】にタッチします。

3 バージョン情報にタッチする



▼
デバイスナンバーが表示されます。



メモ

- AVIC-T10の場合で、デバイスナンバーが表示されない場合は、ソフトウェアのバージョンアップをしてください。→「ソフトウェアのバージョンアップをする」

4 デバイスナンバーをメディアナンバーカードに転記する

メディアナンバーカード											
デバイスナンバー											
XXXXABCDEF0123456789											
メディアナンバーは、更新パスワード取得時および確認時に使用します。											
デバイスナンバー											
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
デバイスナンバーは、お使いのナビゲーション本体のメニューで確認し、ここへ記入してください。デバイスナンバーの確認方法は、別添の「バージョンアップ手順書」をご覧ください。											
更新パスワード											
更新パスワードは手続き終了後に取得できます。更新パスワード取得後にここへ記入してください。更新パスワードの申請方法は別添の「バージョンアップ手順書」をご覧ください。											
※使用される文字列は、数字の0～9、英字A～Fから構成されています。 少し複雑にご注意ください。											
バージョンアップの証明について											
・本証は、ナビゲーション本体の修理時にバージョンアップの証明書として修理店にて必要とされる場合にご用意ください。											
・デバイスナンバー、更新パスワード、機種名、製造番号をご記入後、アバランチカードへ記入してください。											
・機種名											
A	V	I	C	-	T						
ナビゲーション本体の機種名を記入してください。機種名は、保証書またはナビゲーション本体の裏面または背面に印刷されています。											
・製造番号											
ナビゲーション本体の製造番号(GEERAL NO.)を記入してください。製造番号は、保証書またはナビゲーション本体の背面に印刷されています。											

ステップ3：更新パスワードの取得（ご自宅での手続き）

ご注意

- 本製品は更新パスワード取得時に記入するデバイスナンバーのカーナビゲーションのみバージョンアップが行えます。複数台のバージョンアップを行う場合は、台数分の製品をご購入ください。
- 更新パスワード取得後は、対象カーナビゲーションの変更や返品等はできません。
- 取得した更新パスワードはメディアナンバーカードに記入し、紛失しないよう大切に保管してください。もし更新パスワードをお忘れになった場合でも、同一のメディアナンバーとデバイスナンバーであれば再確認が可能です。

更新パスワードを取得する

1 「更新パスワード発行申込書」に必要事項をご記入のうえ、更新パスワード発行窓口へFAX送信する

ご注意

- FAXをお持ちでない方は、同窓口へお電話でお問い合わせのうえ、郵送でお申込みください。その場合、数日のお時間をいたすことになりますので、あらかじめご了承ください。

お客様登録がお済みでない方は

「お客様登録申込書」に必要事項をご記入のうえ、「更新パスワード発行申込書」と共に更新パスワード発行窓口へFAX送信してください。

▼
更新パスワードがFAXまたは郵送で送付されます。

2 取得した“更新パスワード”をメディアナンバーカードに転記する

デバイスナンバーは、必ずリリナビシーンヨウキヰリヌーで複数レコードへ記入してください。デバイスナンバーの複数方法は、別添の「バージョンアップ手順書」をご覧ください。

更新パスワード

X|X|X|
更新パスワードは、登録後お受け取り後から使用できます。更新パスワードは登録後にご記入ください。更新パスワードの申請方法は、別添の「バージョンアップ手順書」をご覧ください。

※使用される文字列は、0～9、英字A～Fから構成されています。

ステップ4：バージョンアップの開始（ナビゲーションでの操作）

ご注意

- バージョンアップをするときは、ACアダプターまたは、シガーライター電源ケーブルをナビゲーション本体に接続してから行ってください。
- バージョンアップ所要時間は、約60分です。また、バージョンアップの途中で電源を切った場合は、前回の途中から更新処理を再開します。

バージョンアップを行う

次の方法で、バージョンアップを行います。
メディアナンバーカードを用意してから操作
してください。

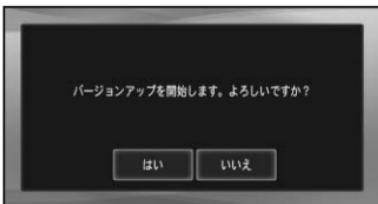
メモ

- 現在お使いのバージョンによっては、一部画面や文言が異なる場合があります。

1 更新用SDメモリーカードをナビゲーション本体に挿入する

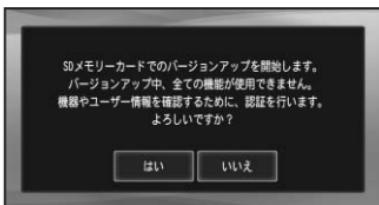
しばらくすると、次の画面が表示されます。

2 はいにタッチする



しばらくすると、次の画面が表示されます。

3 はいにタッチする



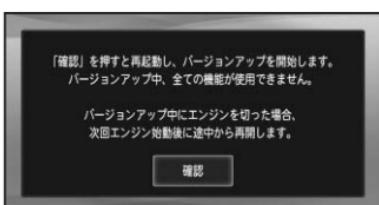
4 確認にタッチする



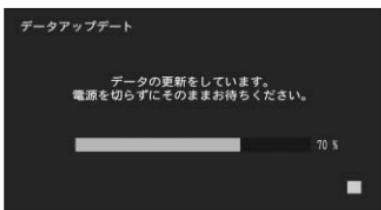
5 更新パスワードを入力し、 入力完了にタッチする



6 確認にタッチする

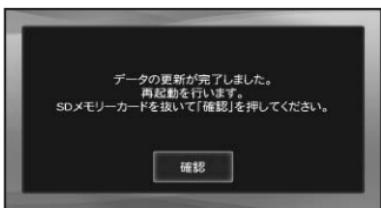


再起動後にデータの更新を開始します。



▼
データの更新が完了すると、次の画面が表示されます。

7 更新用SDメモリカードを取り出し、確認にタッチする



▼
再起動後、引き続きソフトウェアのバージョンアップが開始されます。

▼
ソフトウェアバージョンアップ後、青い画面が表示されます。

▼
再起動後に地図画面が表示されたら、バージョンアップ完了です。

メモ

- 再起動後、更新画面の状態がしばらく続きます。地図画面が出るまで電源をOFFにしないでください。
- バージョンアップ完了後、自動的に再起動しない場合は、電源ボタンを長押し(4秒)して再起動させてください。

バージョンを確認する

次の方法で、バージョンアップ後の地図バージョンを確認することができます。

1 メニューボタンを押し、設定・編集にタッチする



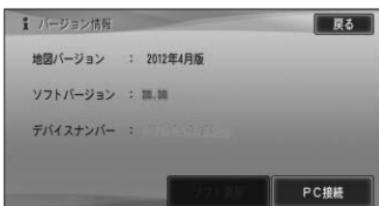
2 情報にタッチする



3 バージョン情報にタッチする



4 地図バージョンが、「2012年4月版」になっていることを確認する



収録データベースについて

地図データについて

- ・日本測地系に対応しています。
- ・いかなる形式においても著作権者に無断でこの地図の全部または一部を複製し、利用することを固く禁じます。
- ・この地図の作成にあたっては、財団法人日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図データベースを使用しました。(測量法第44条に基づく成果使用承認90-063)「©2011 財団法人日本デジタル道路地図協会」2011年3月発行を使用。
- ・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料H-1-No.3「日本測地系における離島位置の補正量」を利用し作成したものである。(承認番号 国地企調第180号 平成22年9月28日)

道路データについて

- ・本製品の道路データは調査時点の情報を収録しています。調査後に開通期日などが変更になることにより、実際の道路と異なる場合がありますのでご注意ください。

交通規制データについて

- ・本製品に使用している交通規制データは、2011年9月までの独自調査結果に基づき作成したものを使用しています。本データが現場の交通規制と違う場合は、現場の交通規制標識・表示等に従ってください。
- ・本製品に使用している交通規制データは普通車両に適用されるもののみで、大型車両や二輪車等の規制は含まれておりません。あらかじめご了承ください。

有料道路料金データについて

- ・本製品に使用している有料道路の料金データは2012年3月までの調査で2012年4月14日時点の軽自動車・中型自動車・普通自動車のものです。2012年1月1日実施の距離別料金制については現金車料金のみの対応とする。

VICS サービスエリアについて

- ・本製品に収録されているVICSエリアは下記の都道府県が対象となります。
北海道(北見)(旭川)(札幌)(釧路)(函館)、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、石川県、福井県、富山县、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山县、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- ・VICSサービスエリアが拡大されても、本製品では新しく拡大されたサービスエリアでのレベル3(地図表示型)表示はできません。

その他情報提供元

- ・NTT情報開発株式会社(2011年9月現在のタウンページデータ)
- ・(財)交通事故総合分析センター(ITARDA)の1999年度の高速道路事故多発地帯データ
- ・(株)IMJモバイル(2010年10月現在の駐車場データ)



メモ

- ・収録データベースに誤字、脱字、位置ずれなどの表記上または内容上の誤りがあったとしても弊社は補償するものではありません。

保証規定

- ・バージョンアップを実施したことにより、お買い上げいただいたナビゲーション本体の保証期間が変更、または延長されるものではありません。あらかじめご了承ください。
- ・弊社は、本製品に収録された地図データ等が完全・正確であること、および本製品がお客様の特定目的へ合致することを保証するものではありません。
- ・本製品の使用にあたり、お客様又はその他の方にいかなる損害が発生したとしても、弊社は補償するものではありません。

商標

- ・SDHC ロゴは、SD-3C,LLC の商標です。



パイオニア株式会社

〒212-0031

神奈川県川崎市幸区新小倉1番1号

© パイオニア株式会社 2012

< KAMZZ > < 12F00000 > < IRA1685-B >